

第2章

被害の概要

第2章 被害の概要

第1節 地震による被害の状況

県内では、宇都宮市、真岡市、大田原市、高根沢町、市貝町で最大震度6強を観測した。それ以外の震度は、以下の表のとおり。

震 度 別 市 町				
震 度	6 強	6 弱	5 強	5 弱
市 町 名	宇都宮市	那須烏山市	足利市	壬生町
	真岡市	那須塩原市	栃木市	野木町
	大田原市	那須町	佐野市	塩谷町
	高根沢町	芳賀町	鹿沼市	旧西方町
	市貝町	那珂川町	日光市	(現栃木市)
			小山市	
			矢板市	
			さくら市	
			下野市	
			上三川町	
			益子町	
			茂木町	
		岩舟町		
市 町 数	5	5	13	4

※ 栃木県の市町数は東北地方太平洋沖地震発生時は27市町であったが、現在、栃木市と西方町の合併により26市町である。

1 人的被害

人的被害については、死者4名、負傷者133名（重傷者7名）となっている。

（死者4名の死因内訳）

- ・建物倒壊に巻き込まれたため（芳賀町1名：男性43歳）
- ・農作業中に土砂崩れに巻き込まれたため（那須烏山市2名：男性79歳、女性78歳）
- ・屋根からの落下による脳出血のため（日光市1名：女性83歳）

※上記掲載の死亡者4名については、栃木県内で震災により死亡し、かつ栃木県内に住民票がある方である。

また、死亡者に係る市町名については死亡者が被災した市町である。

2 住家被害

住家被害については、全壊261棟（15市町）、半壊2,118棟（22市町）、一部破損73,051棟（26市町）となっている。

3 人的被害及び住家被害の内訳状況

市 町	人的被害			住家被害		
	死 者	重傷者	軽傷者	全 壊	半 壊	一部破損
宇都宮市	0	0	9	9	242	18,680
足利市	0	0	0	1	11	3,237
栃木市	0	0	2	0	1	1,089
佐野市	0	1	2	1	2	838
鹿沼市	0	0	4	0	15	1,343
日光市	1	0	4	0	7	538
小山市	0	0	4	0	1	2,127
真岡市	0	0	5	12	118	14,423
大田原市	0	4	5	7	119	2,641
矢板市	0	0	0	51	90	2,852
那須塩原市	0	0	5	12	38	1,272
さくら市	0	0	11	2	25	2,516
那須烏山市	2	2	5	66	135	3,174
下野市	0	0	20	0	13	1,048
上三川町	0	0	0	0	0	175
西方町	0	0	0	0	0	0
益子町	0	0	7	14	155	2,100
茂木町	0	0	0	0	12	2,012
市貝町	0	0	3	16	69	1,961
芳賀町	1	0	28	16	133	2,360
壬生町	0	0	0	0	5	438
野木町	0	0	0	0	0	365
岩舟町	0	0	0	0	0	152
塩谷町	0	0	0	0	0	278
高根沢町	0	0	8	7	717	2,702
那須町	0	0	3	40	143	1,568
那珂川町	0	0	1	7	67	3,162
計	4	7	126	261	2,118	73,051

4 公共施設被害

(1) 公共土木施設等

① 公共土木施設被害概要

(単位：百万円)

	工種	箇所	金額	主な被災箇所
県管理施設	河川	12	146	荒川（那須烏山市 藤田）
	道路	83	981	国道408号（宇都宮市 板戸町）
	橋梁	2	95	湯殿大橋（蛭畑須佐木線：大田原市 湯津上）
	公園	4	23	那須野が原公園（那須塩原市 千本松）
	小計	101	1,245	
市町管理施設	河川	7	83	高根沢町下柏崎（大川）
	道路	120	519	那須烏山市曲畑（大赤根逆川線）
	下水	6	76	市貝町多田羅（公共下水道）
	公園	15	734	清原中央公園（宇都宮市 清原）
	小計	148	1,412	
合計	249	2,657		

※金額は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害査定の設定額

② 県管理道路の通行止めの状況

地震発生後、県管理道路においては、最大で23路線27箇所が全面通行止めとなった。

また、平成23年4月20日の余震により、国道400号（那須塩原市塩原地内）で落石が発生した。

人的被害はなかったが、落石防止対策が完了する平成23年9月16日まで全面通行止めとなった。



【落石の様子】

③ 土砂災害被害概要

単位（百万円）

	箇所	金額	主な被災箇所
地すべり	3	1,459	那須烏山市神長（川西）
急傾斜地	2	2,638	さくら市喜連川（倉ヶ崎）
砂防	1	350	那須町板敷川（矢の目）
計	6	4,447	

※ 金額は国庫補助、交付金事業申請採択後の交付決定額

(2) 農林業関係被害

① 農業関係

地震に伴う停電により、ハウスを閉じることが困難となった施設内のトマトなどの農作物が、夜間から早朝にかけて冷気に当たり、枯死する被害が発生した。

また、クーラーステーションの損壊や、包材及び燃料の不足等により、牛乳を廃棄せざるを得なくなるなどの被害も発生した。

畜舎やハウス等の農業者の生産施設をはじめ、農産物集出荷施設等の共同利用施設、さらには、農地や水利施設（水路、ため池）等においても、強い地震により破損・倒壊が発生し、被害総額約 51 億円に及ぶ甚大な被害となった。

単位：千円

区 分	内 容	被 害 等
農作物・施設		1,623,048
農作物等	農作物（畜産・水産物含む）	1,052,639
農業生産施設	農業者の生産施設	570,409
共同利用施設	農協等の共同利用施設	779,190
農地・農業用施設	農地、水利施設	2,707,600
計		5,109,838



【低温被害を受けたトマト】



【土砂崩れで崩壊した牛舎】



【液状化による地盤沈下が発生した農産物集出荷施設】



【パイプラインの破損と陥没した農道】

② 林業関係

ア 被害額等

単位：千円

区分	市町数	箇所	金額	主な被災市町
林地崩壊	12	65	2,356,000	那須烏山市、大田原市、那珂川町
治山施設災	2	2	1,000	矢板市、那須塩原市
林道施設災	13	95	242,230	那須塩原市、茂木町、大田原市
自然公園施設災	6	16	115,900	那須烏山市、那須町
その他林産被害	16	39	525,040	那須烏山市、大田原市、宇都宮市
計		217	3,240,170	被災市町数：20市町

イ 主な被害内容等

(ア) 被害の地域性

県東部に被害箇所が広がり、特に那須町から茂木町にかけての八溝山系に多く発生し、その中でも南那須地域に集中。

(イ) 林地崩壊

1 ha 以上の大規模な山腹崩壊が3箇所あるほか、崩落土砂により人家・公道等も被災。

特に、那須烏山市、大田原市、那珂川町の被災箇所においては、林内等に亀裂が多数発生。



【林地崩壊の様子】

(ウ) 林道施設災

法面崩落10箇所、舗装路面の亀裂等構造物の被害が85箇所発生。

(エ) 自然公園施設災

八溝県民休養公園、那珂川国民休養地等において道路・園地等の構造物被害が16箇所発生。

(オ) その他林産物被害

菌床栽培施設等被害15箇所、菌床落下による損害被害15箇所(975千個)、木炭製造用の炭窯の損傷被害6箇所(24基)、山林体験交流施設等被害3箇所。

(3) 医療施設、社会福祉施設等

① 医療施設等

医療施設については、県内全域において被害があった。一部の施設では、一時的に入院の受入れを制限したほか、県北地域の大田原赤十字病院では、病棟1棟に倒壊の危険が発生し、入院患者を一時避難させた。

また、精神科病院については、県内全域で22箇所(県立岡本台病院を含む)

の施設に被害があった。県北地域の1箇所の精神科病院で一時的に入院の受入れを制限したが、それ以外は、施設の利用に大きな支障を来す被害はなかった。

県立病院では、がんセンター及び岡本台病院で天井破損等の被害があった。

医療施設の被害状況

区 分	被害箇所数	設置数	被害割合
救命救急センター	3	5	60.0%
病院群輪番制病院	10	24	41.7%
精神科病院	22	27	81.5%
県立病院	2	3	66.6%

医療関係者養成所施設については、10箇所の施設に被害があり、主な被害内容は、外壁・内壁の亀裂やガラスの破損等であった。

医療関係者養成所施設の施設被害状況

区 分	被害箇所数	設置数	被害割合
看護師等養成所	9	17	52.9%
歯科衛生士養成所	1	3	33.3%

保健衛生施設については、保健所、市町村保健センター、地方衛生研究所において、地盤沈下による駐車場アスファルトの亀裂、建物の壁の亀裂、自動ドア・エレベーターの故障等が発生したが、施設の利用に大きな支障を来す被害はなかった。

火葬場については、5箇所の施設に被害があり、主な被害内容は、壁や床の損傷、火葬炉圧力調整計の故障や灯油配管破損等であった。

と畜場については、3箇所の施設に被害があった。主な被害内容は、解体レールの著しい損傷や排水処理施設の破損等であった。

食肉衛生検査所については、2箇所の施設に被害があり、主な被害内容は外壁の亀裂等であった。

保健衛生施設の被害状況

区 分	被害箇所数	設置数	被害割合
保健所	4	6	66.7%
市町村保健センター	13	40	32.5%
地方衛生研究所	1	1	100.0%
火葬場	5	12	41.7%
と畜場	3	6	50.0%
食肉衛生検査所	2	3	66.7%

②社会福祉施設

保護施設については、県内にある保護施設3箇所のうち、救護施設1箇所において渡り廊下破損の被害があった。なお、施設入所者は敷地内の安全な場所に避難できたため人的被害はなかった。

保護施設の被害状況

区 分	被害箇所数	設置数	被害割合
救護施設	1	1	100.0%

高齢者施設については、県東、県北部を中心に下表のとおり合計147施設で被害があった。被害内容は、建物内外壁の亀裂、給排水設備や浄化槽の破損、機械・電気設備の故障、屋根の破損などであった。

高齢者施設の被害状況

区 分	被害箇所数	設置数	被害割合
養護老人ホーム	7	11	63.6%
軽費老人ホーム	6	14	42.9%
老人福祉センター	2	27	7.4%
老人短期入所施設	7	159	4.4%
特別養護老人ホーム	41	96	42.7%
介護老人保健施設	18	62	29.0%
認知症高齢者グループホーム	26	111	23.4%
老人デイサービスセンター	37	524	7.1%
小規模多機能型居宅介護施設	3	55	5.5%
合 計	147	1,059	13.8%

障害者施設については、県内全域で23箇所に被害があった。被害により一時的に利用者を敷地内の他施設へ避難させた施設があったほかは、施設の利用に大きな支障を来す被害はなかった。

障害者施設の被害状況

区 分	被害箇所数	設置数	被害割合
障害者支援施設	7	48	14.6%
障害児施設	2	9	22.2%
障害福祉サービス事務所	14	647	2.2%
合 計	23	704	3.3%

児童福祉施設については、県内全域で90箇所に被害があった。被害内容は、建物の内外壁の破損、天井板落下、屋根破損、設備の故障、照明器具の落下等であった。

児童福祉施設の被害状況

区 分	被害箇所数	設置数	被害割合
保育所	80	353	22.7%
児童養護施設	3	10	30.0%
児童厚生施設	5	59	8.5%
乳児院	1	2	50.0%
情緒障害児短期治療施設	1	1	100.0%
合 計	90	425	21.2%

(4) 学校・文化財等

① 学校施設（大学を除く）

ア 公立学校施設

県内の公立学校施設については、県及び26市町が設置する479校（県77校、市町402校）で被害があり、被害金額は、約77億7千万円であった。

特に、宇都宮市立清原中央小学校、市貝町立市貝中学校、高根沢町立阿久津小学校の校舎については、柱がせん断するなど大きな被害があり、校舎の建て替えを行うこととなった。

公立学校の被害状況（学校数）

区 分	市町立	県 立	被害計
幼稚園	1	0	1
小学校	278	0	278
中学校	118	0	118
高等学校	0	63	63
中等教育学校	0	0	0
特別支援学校	0	14	14
共同調理場	5	0	5
計	402	77	479

イ 私立学校施設

県内の私立学校施設については、115の学校で校舎等に被害が生じたが、けが人などの人的な被害はなかった。

なお、幼稚園、小学校、中学校、高等学校から、一定以上の被害を受けたとして報告があった被害総額は、約9億5千万円であった。

私立学校の被害状況

区 分	学校数	人的被害	物的被害
幼稚園	188	0	65
小学校	1	0	1
中学校	8	0	6
高等学校	15	0	8
中等教育学校	1	0	0
特別支援学校	0	0	0
専修学校	51	0	29
各種学校	18	0	6
計	282	0	115

被害状況は、私立学校施設災害復旧費補助に伴い各学校から聴取したもの
(平成 23 年 7 月調査)

②文化財関係

県内の文化財については、21 市町で国・県・指定、国選定及び国登録有形文化財の計 128 件に被害があった。

文化財の被害状況

区 分	件 数
国指定文化財	23
国選定文化財	※1
県指定文化財	39
国登録有形文化財	65
合 計	128

※ 東日本大震災後の平成 24 年 7 月 9 日に「重要伝統的建造物群保存地区」として国に選定された「栃木市嘉右絵門町伝統的建造物群保存地区」



【(国指定) 専修寺境内：真岡市】



【(国指定) 飛山城跡：宇都宮市】



【(県指定) 芳全寺銅像阿弥陀如来坐像：真岡市】 【(県指定) 般若寺跡石塔：芳賀町】



【(県指定) 金鈴荘：真岡市】

③その他

ア 社会教育施設

県内の社会教育施設については、芳賀青年の家など県有施設4箇所及び公民館など22市町80箇所被害があり、被害金額は、約4億5千万円となった。



【芳賀青年の家擁壁損壊】



【とちぎ海浜自然の家学習館2階天井損壊】

イ 社会体育施設

県内の社会体育施設については、県立体育館など県有施設4箇所及び12市町が設置する体育館や武道館など41箇所では被害があり、被害金額は、約5億6千万円となった。

ウ その他の教育機関

県総合教育センターにおいては、管理研修等の排煙装置破損や体育館のブレースの破損などの被害があった。

栃木県体育館の被害の様子



【温水プール館の煙突崩落】



【本館の天井落下】



【本館のステージ破損】

(5) その他

① 県関係行政庁舎等

本庁者、分庁舎、地方合同庁舎において、施設破損などの被害が発生した。

【被害状況】

区分	施設数	物的被害	被害状況
本庁舎・分庁舎	11	86箇所	天井パネル落下、壁亀裂等
地方合同庁舎	10	66箇所	漏水、壁亀裂等
計	21	152箇所	

また、出先機関においても、施設破損などの被害が発生した。

② 廃棄物処理関係施設

一般廃棄物処理施設の被害額は、2市3一部事務組合の10施設で総額314,491千円であった。市や組合は、応急復旧の処置を講ずることにより施設稼働の確保を図りつつ、全ての施設の本格復旧工事を進めた。

設置者	施設名称	被害状況	被害金額（千円）
宇都宮市	北清掃センター	焼却設備一部破損 建屋部分等一部破損	5,313
	グリーンパーク茂原	焼却設備一部破損	1,785
	エコプラセンター下荒針	処理設備一部破損 建屋部分等一部破損	17,071
	長岡最終処分場	処理設備一部破損	4,200
	エコパーク板戸	構内道路等一部破損	2,037
	東横田清掃工場	処理設備一部破損 建屋部分等一部破損	5,806
真岡市	真岡市清掃センター	焼却設備一部破損	60,000
那須地区広域行政事務組合	広域クリーンセンター大田原	焼却設備一部破損 建屋部分等一部破損	149,940
南那須地区広域行政事務組合	保健衛生センター	焼却設備一部破損	45,602
塩谷広域行政組合	環境衛生センター	焼却設備一部破損 建屋部分等一部破損	22,737
計			314,491

③その他

ア 鬼怒グリーンパーク（県民ゴルフ場）

- ・クラブハウス内厨房天井及び2階吊りガラス破損

イ 公営住宅

(ア) 県営住宅

12 団地において、外壁や受水槽等に一部破損などの被害を受けた。

（被害額 68 百万円）

(イ) 市町営住宅

11 市町 27 団地において建物の傾斜や屋根瓦の落下などの被害を受けた。

ウ 宇都宮産業展示館（マロニエプラザ）

- ・メインホール天井照明破損
- ・メインホールスプリンクラー配水管水漏れ等

5 ライフラインの被害

(1) 電力

① 県内の状況

地震発生後、栃木県内で約 56 万 8 千軒の停電が発生したが、3 月 14 日 9 時 00 分には県内全域で停電が解消した。

② 企業局発電施設

地震発生直後の停電（東京電力側送電線の停止）に伴い、全 9 発電所の内、板室、木の俣発電所が運転を停止したが、3 月 12 日 9 時 34 分までに全て復旧した。

(2) 上水道、下水道

① 上水道

ア 地震による被害概要

(ア) 水道事業者関係施設

地震の揺れにより水道管等が損傷を受け、県内 14 市町で断水が発生し、県内で約 6 万 4 千戸が影響を受けた。県内市町間での応援給水に加え、自衛隊や他県からの応援給水も行われた。

各水道事業者において水道施設の応急復旧が進められ 3 月 20 日には断水がほぼ解消したが、配水池等に大きな損傷を受けた矢板市、さくら市では 4 月末まで一部断水が続いた。

なお、水道施設の被害は、厚生労働省水道施設災害復旧事業の対象となった県内 7 水道事業者及び水道用水供給事業者の浄水施設、配水施設等で約 6 億 3 千万円に達した。

また、東京電力による計画停電の実施により、非常用自家用発電施設を整備していない地域等において、2 千戸以上の断水が一時的に発生した。

【県内の断水状況について】

市町名	ピーク時の断水戸数	ピークの日	断水が解消した日
足利市	2戸	3月12日	3月12日
真岡市	20,000戸	3月11日～3月12日	3月14日
大田原市	700戸	3月13日	3月14日
矢板市	10,000戸	3月12日	4月27日
那須塩原市	150戸	3月11日	3月11日
さくら市	710戸	3月12日	4月28日
那須烏山市	900戸	3月13日	3月18日
那須町	4,400戸	3月13日	3月19日
那珂川町	3,295戸	3月12日	3月18日
市貝町	4,000戸	3月12日	3月15日
芳賀町	4,200戸	3月12日	3月15日
高根沢町	10,900戸	3月12日	3月12日
益子町	4,200戸	3月12日	3月15日
茂木町	349戸	3月13日	3月13日
合 計	63,806戸		

(イ) 栃木県企業局関係施設

・水道施設

北那須水道は、浄水場内及び送水管に被害は発生していないが、貯水施設である深山ダム（共有施設）でアスファルト遮水壁が損傷する被害を受けた。

鬼怒水道は、浄水場内の薬品沈でん池で傾斜板が脱落損傷する被害及び水質検査機器が落下破損する被害を受けた。また、真岡市への送水管路2箇所、益子町への送水管路1箇所で空気弁から漏水がみられたが、応急措置により復旧し、給水停止はなかった。



【水質検査機器等被害状況】



【工水配水池導流壁被害状況（傾倒）】

- ・工業用水道施設

鬼怒工業用水道は、浄水場内の薬品沈でん池で傾斜板が脱落損傷する被害及び配水池で導流壁が傾倒、崩壊する被害を受けた。

また、芳賀町方面への配水管路1箇所、高根沢町方面への配水管路1箇所では空気弁から漏水が見られたが、応急措置により復旧し、給水停止はなかった。

- イ 原発事故による被害状況

原子力発電所事故は県内の水道にも影響を及ぼした。

宇都宮市では平成23年3月24日に採取した水道水から108Bq/kg（県保健環境センターによる検査）の放射性ヨウ素が検出され、また、野木町では平成23年3月23日に採取した水道水から142Bq/kgの放射性ヨウ素が検出された。この値は「乳児による水道水の摂取を控える暫定的な指標値」（100Bq/kg）を超えていたため、宇都宮市では3月25日午前0時30分から、野木町では3月25日午後5時から乳児への摂取制限を行うとともに、乳児がいる家庭にペットボトル水の配布等を行った。

なお、その後、検査結果が指標値を下回ったことから、宇都宮市では3月25日午後3時20分、野木町では3月26日午前8時30分摂取制限を解除した。

- ②下水道

大田原市、市貝町、那須町地内において、管路にたるみが生じたり、マンホールが最大で30cm程度浮き上がるなど、下水の排除に影響を及ぼす被害が発生した。

また、真岡市水処理センター（真岡市）、氏家水処理センター（さくら市）、宝積寺アクアセンター（高根沢町）の処理場において、水処理施設等の一部の機器が停止し、下水の処理に支障が生じた。

なお、流域下水道については、下水の排除や処理に影響を及ぼす被害は発生しなかった。

6 公共交通機関の被害

- (1) 鉄道

地震発生直後より、県内鉄道全線で運転が見合わせとなり、被害状況の確認が行われた。真岡鐵道（株）では線路被害及び駅ホームせり出し、わたらせ渓谷鐵道（株）では沢入～原向駅間で土砂崩れが発生し、列車運行に支障が生じた。

また、3月14日以降は計画停電の影響で、各路線において運休や減便が行われた。

- ① JR 東日本

地震発生直後より、県内全線で運転を見合わせた。翌日からは一部運転を再開した。しかし、特に両毛線においては、計画停電の影響で踏切を作動させる電力供給が停止したことにより運休が続いた。

【主な復旧経緯】

3月11日	全線運休	
12日	宇都宮線	一部列車の運転再開
13日	宇都宮線	上野～宇都宮駅間運転再開（通常の2～3割）
〃	両毛線	運転再開（ダイヤに乱れあり）
14日	宇都宮線	計画停電により運転見合わせ
〃	両毛線	計画停電により運転見合わせ
15日	宇都宮線	上野～黒磯駅間運転再開（一部減便あり）
〃	烏山線	運転再開（一部減便あり）
〃	日光線	運転再開（一部減便あり）
19日	烏山線	運休
24日	烏山線	運転再開（一部減便あり）
31日	両毛線	運転再開（一部減便あり）
4月2日	宇都宮線	上野～黒磯駅間通常運転
〃	日光線	通常運転
〃	烏山線	通常運転
〃	両毛線	通常運転
7日	水戸線	運転再開（一部減便あり）
17日	宇都宮線	黒磯以北運転再開（一部減便あり）
〃	水戸線	通常運転
22日	宇都宮線	黒磯以北通常運転

②東武鉄道

震災当日は全線運休となったが、翌日には一部列車の運転を再開した。しかし、計画停電の影響で、通常運転までに時間を要した。

【主な復旧経緯】

3月11日	全線運休
12日	一部列車の運転再開
13日	全線通常運転
14日	計画停電により全線運転見合わせ
15日	全線時間帯運転開始
18日	全線減便運転開始
22日	全線休日ダイヤで終日運転
4月2日	全線通常運転

③野岩鉄道

施設、路線等に被害が無かったため、翌日には運転を再開することができた。計画停電の影響により運転の見合わせがあったが、19日から通常運転となった。

【主な復旧経緯】

3月11日	全線運休
12日	運転再開（ダイヤに乱れあり）
13日	通常運転
14日	計画停電により運転見合わせ
18日	運転再開（一部減便あり）
19日	通常運転

④真岡鐵道

全線に及ぶ線路被害や一部施設の被害があり、その復旧に時間を要したが、4月6日に通常運転（SLを除く）を再開した。SLは通常の列車より重量があるため、さらに復旧に時間を要したが、線路の安全性を確保したあと、5月21日に運転を再開した。

【主な復旧経緯】

3月11日	全線運休
23日	真岡～茂木駅間で折り返し運転開始
4月1日	全線運転再開（一部減便あり）
6日	通常運転（SLを除く）
5月21日	SL運転再開

⑤わたらせ溪谷鐵道

沢入～原向駅間で土砂崩れがあり、撤去・安全確認後、通常運転となった。

【主な復旧経緯】

3月11日	全線運休
12日	桐生～神戸駅間で折り返し運転開始
14日	計画停電により運転見合わせ
16日	相老～神戸駅間で減便運転
〃	神戸～間藤駅間でバス代替輸送開始
31日	桐生～神戸駅間で減便運転
4月1日	通常運転

(2)路線バス

広域的な物流の停滞により燃料不足となり、一部路線において日曜・祝日ダイヤでの運行を余儀無くされた。

また、宇都宮東部地域においては、工場等が被災し、フレックスタイムにより分散していた交通が朝の一定時間に集中したため、通勤時間帯の著しい交通渋滞が発生し、6月頃までダイヤが大幅に乱れた。ダイヤの乱れに対応するため、一部路線

で臨時便の増発や、ダイヤの見直しが行われた。

(3) 帰宅困難者の発生

地震の影響によって新幹線や在来線が運休するなど県内の交通機関が麻痺し、JR宇都宮駅や小山駅など主要駅をはじめ県内各地で大量の帰宅困難者が発生した。

県や市町では、急遽バス協会等に依頼して、こうした方々を近隣の小・中学校等や避難所・民間施設へ誘導・搬送を行ったが、備蓄量をはるかに超えた人数であったため、食糧や水・毛布等が不足するなどの事態が生じた。

なお、県内の帰宅困難者数は約4～5千名程度と推計される。

7 その他の被害

(1) 観光関係

県内の多くの観光地では、直接的な被害はほとんど無かったものの、一部の観光地では大きな被害を受けた。

宇都宮市の「宇都宮美術館」及び「子ども総合科学館」で外壁損傷による一時休館になったことをはじめ、さくら市では「お丸山公園」で大規模な土砂崩れが発生したことにより、公園全体が立入禁止となり、それに伴い公園内の「喜連川城温泉」も休館を余儀なくされた。

また、那珂川町では町内にある温泉・宿泊施設で亀裂・歪みなどの損傷が生じ、多くの施設が設備補修のため、休業となった。

その他の市町においても、営業を休止した施設があるなど、県内の観光業には大きな打撃となった。



【お丸山公園の土砂崩れ】

(2) 商工業関係

① 県内企業

被害状況としては、「とちぎパートナーシップ事業」の県内主要企業90社を対象に企業の被災状況についてアンケート調査を実施した。

ア 第1回調査

調査期間	平成23年5月11日～16日
調査対象	とちぎパートナーシップ企業 90社
回答企業数	77社（回答率85.6%）

・概要

被害の程度は地域により異なっていたが、特に清原・芳賀工業団地内の企業の被害が大きかった。

また、県北部の大田原市北部地域、県南部の小山北部地域の企業においても被害の報告があったが、回答があった企業においては、この時点までに操業を再開した。

イ 第2回調査

調査期間	平成23年8月上旬～9月30日
調査対象	とちぎパートナーシップ企業 90社
回答企業数	82社（回答率91.1%）

・概要

ほとんどの企業が完全復旧したが、5社が100%稼働には至っていなかった。理由については、県東部の2社が工場設備の未復旧であったが、3社については受注の減少によるものであった。

稼働率	0～60%	70～90%	100%
企業数	0	5	77
割合	0.0%	6.1%	94.0%

②酒蔵（清酒製造業）

栃木県酒造組合加盟の多くの蔵元については、数百年の歴史を有する建造物を生産施設としていることから、設備も含めて甚大な被害を受けた。



【被害を受けた酒造】

③採石場（採石業）

- ・大谷石採取場跡地等（宇都宮市）において東日本大震災発生以降、22箇所ですれ込み等が発生した。
- ・芦野石採取場（那須町）において3箇所で崩落が発生した。

(3) 災害廃棄物の発生

大谷石や瓦など県内全市町において、約22万トンの災害廃棄物が発生した。



【災害廃棄物仮置き場】

第2節 栃木県内の福島第一原子力発電所事故に関する被害

1 農林水産業（水産、畜産関係を含む）

(1) 農業関係

① 出荷制限等

ア 青果物等

・平成23年3月20日にハウレンソウ及びカキナから国が設定した暫定規制値500Bq/kgを上回る放射性物質が検出されたことから、県では県内全域を対象に出荷自粛・自主回収を要請した。翌21日には原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から本県に対して出荷制限が指示された。また、25日には、シュンギクでも暫定規制値を上回ったため、県が出荷自粛を要請した（原子力災害対策本部長からの出荷制限指示は無し）。4月27日までには、ハウレンソウ及びカキナ、シュンギクとも出荷制限等は解除された。



【収穫できずに伸びきっているハウレンソウ】

・平成23年5月19日に鹿沼市及び大田原市の生茶葉が暫定規制値を上回ったため、県が出荷自粛を要請した（6月2日に原子力災害対策本部長からの出荷制限指示）。また、7月7日には、栃木市の荒茶が暫定規制値を上回り、県が出荷自粛を要請した（7月8日に原子力災害対策本部長からの出荷制限指示）。その後、平成25年5月31日までに茶の出荷制限は全て解除された。

・平成24年4月に食品中放射性物質の新たな基準値が適用され、放射性セシウムの基準値が暫定規制値500Bq/kgから食品衛生法の新基準値100Bq/kgに変更され、4月以降、県内の一部市町では、クサソテツ、ウメ、クリ、ユズ、レンコンが基準値を上回ったが、クサソテツについては、平成25年5月9日に出荷自粛が解除されている。

イ 牛肉

・放射性セシウムに汚染された稲わらを牛へ給与したことに起因し、平成23年7月22日に那須塩原市産の牛肉から暫定規制値を上回る放射性セシウム

が検出された。同様に7月29日には日光市産の牛肉からも暫定規制値を上回る放射性セシウムが検出され、8月2日に原子力災害対策本部長から本県に対して県内全域の牛の出荷制限が指示された。

・牛飼養農家への全戸立入調査による原因把握を踏まえ、出荷牛の全頭検査を柱とする「出荷・検査方針」を定め、国へ解除申請を行ったところ、8月25日には牛の出荷制限が一部解除された。これを受け、8月29日に牛の出荷が再開された。また、平成24年10月1日から、牛肉の放射性物質に係る新基準値100Bq/kgが適用されるに当たり県の「出荷・検査方針」を見直した。

ウ 水産物

・平成24年4月に食品中放射性物質の新たな基準値が適用されることや、3月1日から溪流魚の採捕が順次解禁されることから、本県では、新基準値を2月から前倒して適用し、新基準値を超える放射性セシウムが魚類から検出された河川湖沼について、解禁延期や採捕自粛の要請を行うこととしていた。

こうした中、平成24年2月21日に日光市足尾町地内久蔵川のイワナから新基準値を超える放射性セシウムが検出されたため、県では関係河川への解禁延期を要請した。以降9月までに中禅寺湖を含む河川湖沼の魚類(ヤマメ、イワナ、ヒメマス等)で新基準値超えが続いた。平成25年5月末時点においても、日光市足尾町地内渡良瀬川への国によるイワナの出荷制限指示は解除されておらず、中禅寺湖における県の解禁延期要請も継続されている。

エ 野生獣肉

・平成23年12月2日に原子力災害対策本部長から本県に対して、県内全域のイノシシ肉及び鹿肉の出荷制限が指示された。県では、那珂川町イノシシ肉加工施設のイノシシ肉に関する「出荷・検査方針」を定め、国へ解除申請した結果、12月5日には、那珂川町イノシシ肉加工施設のイノシシ肉の出荷制限は解除された。

オ 牧草

・平成23年4月27日から開始した牧草のモニタリング検査により、繁殖牛及び育成牛では5月16日までに県全域で1番草の利用が可能となったものの、乳用牛・肥育牛では県東地域を除く地域での1番草の利用自粛を要請することとなった。県東地域を除く地域では、再生草のモニタリング検査を継続的に実施し、3回連続で暫定許容値を下回るまでは利用自粛が続き、最終的に県内全域での再生草の利用自粛が解除されたのは9月2日となった。

・平成24年2月に牛・馬用飼料の暫定許容値が300Bq/kgから100Bq/kgに引き下げられたことに伴い、平成23年産保管牧草の追加モニタリング検査を実施した結果、1番草は全ての市町で、再生草は8市町が新暫定許容値を超えたため、利用自粛を要請した。

・平成24年産牧草については、一部の市町で永年生牧草の利用自粛となった。

カ 腐葉土

・鹿沼市内の業者が出荷していた腐葉土から、平成23年7月26日に高濃度の放射性セシウムが検出され、県では自主回収を要請した。

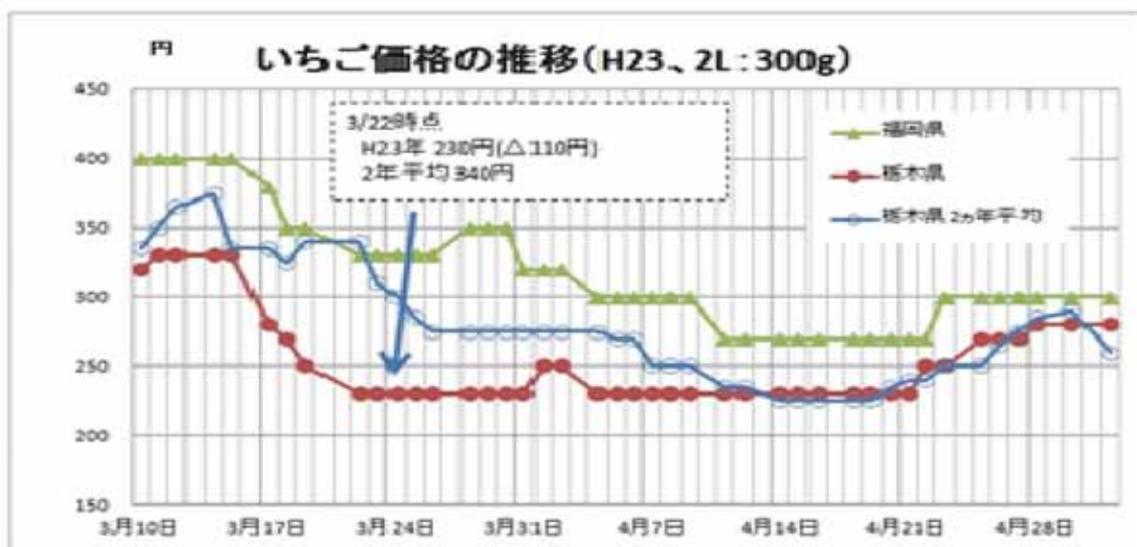
・ 8月1日に国が放射性セシウムを含む肥料等の暫定許容値400Bq/kgと定めたことを受け、県では、8月4日から腐葉土製造業者26社に対する製品の検査を実施し、8月30日に暫定許容値を超える製品の製造事業者13社に対し、高濃度の放射性セシウムを含む腐葉土の生産・出荷の自粛や自主回収等を要請した。

②風評被害

ア 青果物等

震災発生当初は、物流停滞や計画停電等の影響に加え、自粛ムードが重なることで経済活動全体が停滞し、青果物の消費も低迷していた。

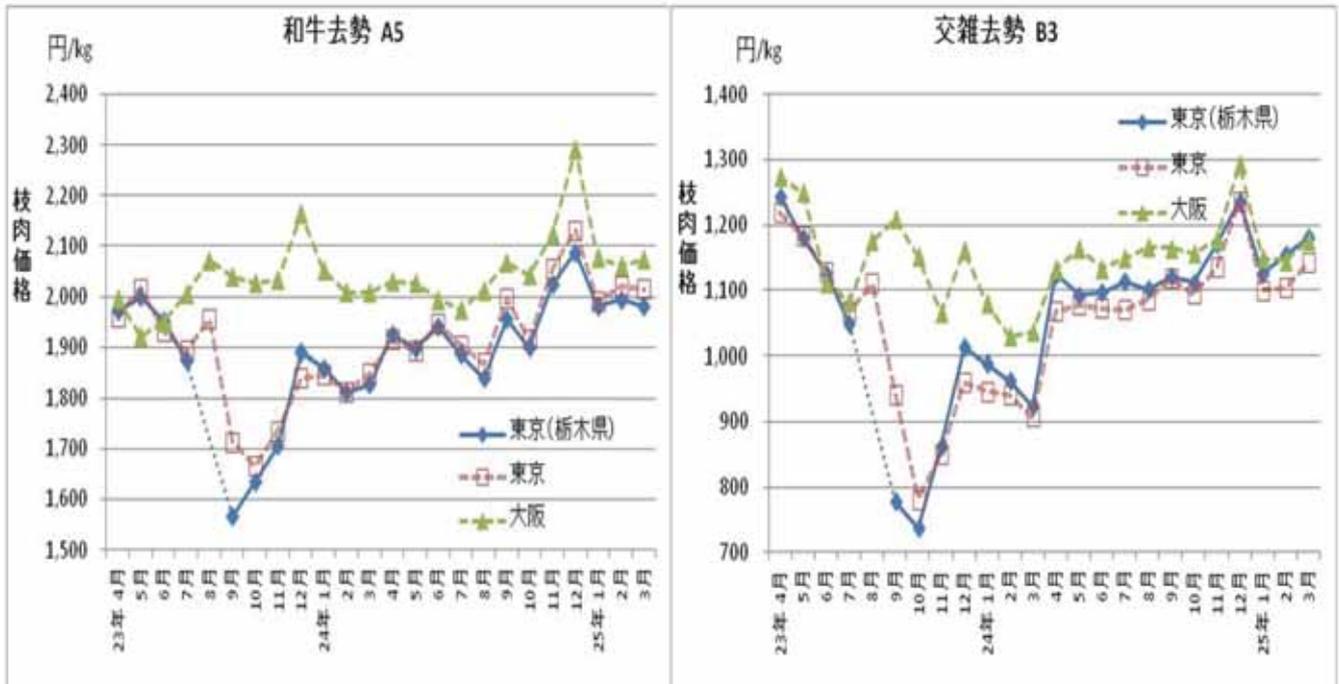
こうした中、平成23年3月20日に本県産のハウレンソウやカキナで暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことに伴い、本県産青果物全般の市場価格が、他産地に比べ大幅に下落する風評被害が発生し、5月のゴールデンウィーク頃まで続いた。



イ 牛肉

本県産牛の出荷制限後、平成23年8月29日には全頭検査の実施により出荷が再開されたものの、出荷再開後の本県産牛肉の枝肉価格は暴落した。

しかし、概ね一年が経過した平成24年8月現在では、畜種によって多少の差はあるが、例年の価格に近い状況まで回復した。



【出荷制限後の県産牛肉の枝肉価格（東京都中央卸売市場食肉市場）】

ウ 水産物

県内の一部の河川湖沼のヤマメやイワナ、ヒメマスなどは出荷制限や解禁延期等の規制がかかったが、アユについては基準値以下であったことから、規制はかからなかった。しかしながら、アユ釣りの入漁者が大幅に減少するとともに、観光やなの架設とりやめなどに伴う観光客の減少などの風評被害が発生した。

(2) 林業関係

① 実被害の状況

ア 木材

木材関係では、県内の一部地域でバーク（樹皮）から放射性物質が検出され、敷料や堆肥の原料として利用できなくなるほどの被害が発生したため、原木市場や製材工場等の敷地内に滞留した。

イ きのこと・木炭

きのこ関係では、放射性セシウムの暫定規制値 500Bq/kg から平成24年4月には食品衛生法の新基準値 100Bq/kg に変更されるなかで、特に原木生しいたけ（露地）については、モニタリング検査において基準値を超える放射性

物質が検出されたため、原子力災害対策本部長から 21 市町に出荷制限が指示されているほか、出荷自粛を行っている市町も含め、ほぼ県内全域で出荷できない厳しい状況が続いている。

その他、野生きのこについても、基準値超過により、採取や出荷ができない状況になるなど、きのこ関係については大きな被害が生じている。

ウ 野生鳥獣

本県においては、イノシシやシカなどの多数の野生鳥獣が生息しており、一部は狩猟鳥獣として捕獲・自家消費されている。今回の原子力発電所事故により、これらの肉の安全性を確認する必要が生じたことから、平成 23 年 9 月から県による野生鳥獣放射性物質モニタリング調査を開始した。

この結果、那須町や矢板市などで捕獲されたシカやイノシシから 500Bq/kg を超えるセシウムが検出され、平成 23 年 12 月 2 日に原子力災害対策本部からシカ・イノシシ肉の出荷制限が指示された。

これを受け、県では県猟友会等を通じ、野生獣肉の自家消費を控える旨の注意喚起を行った。この影響などにより、平成 23 年度の本県の狩猟者登録数は前年度に比べ 8 % 減少した。

②風評被害の状況

ア 木材

原木市場や製材工場では、取引先や消費者から原木や製材品の放射性物質濃度の測定を求められた。

イ きのこと

モニタリング検査の結果、基準値以内であり出荷が可能な生産物にも関わらず風評被害の影響により消費が落ち込んでおり、生しいたけの市場平均価格も例年と比較して約 1 割程度下落している。

2 製造業

福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国・地域において、日本からの輸出品について輸入禁止としたり放射線検査をする、又は放射線量に関する証明書の添付を要求する事例が発生しており、平成 25 年 4 月 12 日時点では、未だに 23 カ国・地域でこれらの規制装置が継続されている。

国内取引についても同様に、顧客から放射線量に関する証明書の添付を求められる事例が発生した。

県内製造業者からも、放射線検査の対応等についての問い合わせや相談が多数寄せられた。

3 観光業

(1) 実被害の状況

県内の観光業については、福島第一原子力発電所事故による被害は、ほとんどが風評被害に分類されるものである。

実被害としては、電力不足から生じた計画停電により観光施設や旅館・ホテルが

観光客減等の被害があったと考えられるが、複合的な要因があるため、どこまでが実被害でどこまでが風評被害であるかは判別が困難な状況である。

(2) 風評被害の状況

① 平成 23 年の状況

ア 3月の状況

東日本大震災以降、県内観光地において多くのキャンセルが発生し、3月のキャンセル率が9割を超える旅館等もあった。

また、震災以降、新たな予約が入らないなど、急激に経営状況が悪化し、一時的に休館したり、従業員の一部を自宅待機とする旅館等もあり、3月の宿泊客数は、前年比48%にとどまった。

イ 4月から5月（ゴールデンウィーク）の状況

4月に入っても3月と同様、大幅な観光客の減少が続いたが、ゴールデンウィークは、観光キャンペーンや誘客イベント、更には県内有料道路の無料化の取組等によって、県内各地に多くの観光客が訪れた。

ウ ゴールデンウィーク後から年末まで

市町村や観光関係団体等と懸命に誘客促進活動に取り組んだことにより、観光客数は徐々に回復した。

5月から6月は、宿泊数は前年比7割台にとどまったものの、7月以降は概ね前年比8割台で推移した。

平成23年合計では、宿泊数は前年比81%となり、平成元年の調査開始以来、最大の減少幅であった。

② 平成 24 年の状況

平成24年になっても、依然として観光への風評被害が続いており、宿泊数は震災前に比べ概ね9割台で推移した。平成24年通期では、平成22年比95.1%にとどまった。